

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年4月18日（令和7年（行個）諮問第111号）及び同年7月25日（同第213号）

答申日：令和8年2月2日（令和7年度（行個）答申第190号及び同第194号）

事件名：本人との面談時における特定職員の特定の発言についての記録の不開示決定（不存在）に関する件
本人の特定の発言に係る録音記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年1月9日付け埼労発基0109第10号及び同年3月18日付け同0318第2号により、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、以下のとおりである。

(1) 原処分1に係る審査請求

特定団体の取材映像の中で、埼玉労働局特定部特定課特定職員は、メモに控えているとハッキリと述べており、B氏は最も重要な人物であるにも関わらず、「A（審査請求人の姓）さんが、いや、もう、あの一、Bが病気になっちゃっているんで・・・」と、審査請求人が一言も発していない嘘を言って聴取しなかった事案である事から、真実を明らかにするためにも公務中のメモは開示されるべきである。

メモが無いとなると、特定団体の取材映像の中で、特定職員は国家公務員として嘘を言ったことになり、嘘を言った証拠の映像が残ることになることを申し伝える。

(2) 原処分2に係る審査請求

埼玉労働局の特定職員が発したB氏が病気になった等の発言が嘘であった場合、行政の中立性を疑わせる行為である。特定職員の発言は録音だけではなく映像でも残っており、埼玉労働局が過去に開示した文章や録音（反訳を含む）からも、特定職員の正当性を確認できるものが一切見つからない事から、特定職員が国家公務員として国民である審査請求人に嘘を言っていない証拠となる文章を国の機関である行政として開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年11月11日付け（同日受付）及び令和7年1月20日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る各開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和7年1月20日付け（同日受付）及び同年3月24日付け（同月25日受付）で本件各審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきものと考ええる。

3 理由

(1) 対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 原処分の妥当性について

ア 原処分1の妥当性について

(ア) 審査請求人は審査請求書において、要旨、「取材映像の中での特定職員の発言から、当該文書は開示されるべき」旨を主張している。

(イ) 上記（ア）の審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁が処分庁に改めて確認したところ、「本件開示請求の対象となる保有個人情報については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。」との回答であった。

(ウ) 小括

上記（ア）及び（イ）のとおり、本件対象保有個人情報1を保有していないとした原処分1は妥当である。

イ 原処分2の妥当性について

(ア) 審査請求人は審査請求書において「特定職員が国家公務員として国民である審査請求人に嘘を言っていない証拠となる文章を国の機関である行政として開示すべき」という旨を主張している。

(イ) 審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁にて処分庁に改めて確認した

ところ、処分庁において、本件対象保有個人情報2について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが認められた。

(ウ) 小括

上記(ア)及び(イ)のとおり、本件対象保有個人情報2を保有していないとした原処分2は妥当である。

4 結論

よって、本件各審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年4月18日 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第111号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年7月25日 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第213号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 令和8年1月19日 審議（令和7年（行個）諮問第111号及び同第213号）
- ⑥ 同月27日 令和7年（行個）諮問第111号及び同第213号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件対象保有個人情報は、令和4年特定日時に行われた面談の録音記録からは、審査請求人による特定個人Bに関する特定の発言が確認できないにもかかわらず、特定職員は令和6年特定月日の映像記録において、審査請求人が当該発言をしたことをメモに控えていると述べていること等から、当該メモ等の記録（本件対象保有個人情報1）及び審査請求人が当該発言をした録音記録（本件対象保有個人情報2）である。
- (2) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、特定団体の取

材映像の中で、特定職員は、メモを控えているとハッキリ述べている、真実を明らかにするためにも公務中のメモは開示されるべきである、また、特定職員が国家公務員として国民である審査請求人に嘘を言っていない証拠となる文章を開示すべきである等と主張する。

(3) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、審査請求人の主張を踏まえ、諮問庁にて処分庁に改めて確認したところ、処分庁において、本件対象保有個人情報について、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないことが認められ、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分は妥当である旨を説明する。

(4) 本件対象保有個人情報に係る開示請求は、審査請求人の特定の発言の記録の開示を求めるものであり、審査請求人は、審査請求書において、特定職員は取材映像の中でメモを控えていると述べている等と主張するが、埼玉労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとする具体的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとはとはいえない。

そうすると、審査請求人の主張によっても、上記（3）の諮問庁の説明が、不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、そのほかこれを覆すに足りる特段の事情を認めることもできない。

(5) したがって、埼玉労働局において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、埼玉労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 (諮問第111号)

令和6年特定月日、特定団体の取材カメラの前で埼玉労働局特定部特定課特定職員は以下のように述べている。

「面談時に、A（審査請求人の姓。以下同じ。）さんから言われたんですけど、それは、Aさんが、あの一、Aさんが、いや、もう、あの一、Bが病気になっちゃってるんで、会社から責められて、病気になっちゃってるんで、え一、大変なんです。って話を、病気になっちゃって、大変だなんて言ったかどうか分かりませんが、病気になってますと、精神的に病んでいます。病んでいるって話しもあったので、そうすると、我々がその精神的に病んでいる人を呼んで、まあ要するに、ま一、あの一、Bさんて言うの別に会社の味方かどうか分かりませんが・・・」

入手した取材映像の中で、特定職員は、審査請求人が面談（令和4年特定月日特定時刻～実施の審査請求による面談）時に「Bが病んでいる」との話をした事をメモに控えていると述べている事から、メモ（公務中の個人メモを含む）・文章・局内での記録一切。

2 (諮問第213号)

令和6年特定月日、特定団体の取材カメラの前で埼玉労働局特定部特定課特定職員は以下のように述べている。

「面談時に、Aさんから言われたんですけど、それは、Aさんが、あの一、Aさんが、いや、もう、あの一、Bが病気になっちゃってるんで、会社から責められて、病気になっちゃってるんで、え一、大変なんです。って話を、病気になっちゃって、大変だなんて言ったかどうか分かりませんが、病気になってますと、精神的に病んでいます。病んでいるって話しもあったので、そうすると、我々がその精神的に病んでいる人を呼んで、まあ要するに、ま一、あの一、Bさんて言うの別に会社の味方かどうか分かりませんが・・・」

入手した取材映像の中で、特定職員は、審査請求人が面談（令和4年特定月日特定時刻～実施の審査請求による面談）時に「Bが病んでいる・・・」と言ったから、調査の上で最も重要な人物から聴取をしなかったと述べている。

しかし、貴局が開示（下記参照。略）した「令和4年特定月日実施の請求人面談及び関連電話対応」の特定職員がボイスレコーダーで録音した反訳書からは、審査請求人が「Bが病んでいる・・・」と言った会話は確認することができない。

審査請求人が録音したデータ、当時代理人、社会保険労務士が録音した

データからも面談時・面談時以外の通話等のやり取りからも、その事を確認することは一切できない。

従って、国家公務員である特定職員は嘘を吐いていないのであれば、審査請求人が「Bが病んでいる・・・」と発言した箇所の録音（音声・反訳書）があるのだから開示を求める。